

連 載
(7)

「憲法」を考えよう！

1. 私たちの「憲法」を考えよう

をシリーズで取り上げてきたりが、そうこうしているうちに「集団的自衛権」の行使をめぐる話が伝わり、いいよい危ない世の中になってしまったと感じている。昨年から日本版NSC（国家安全保障会議）、特定秘密保護法成立などが立てつづけに起き、しかも、ほとんど議論らしい議論もなくすすんできている。そして、その先にみえるのが「憲法」の改正（改悪）である。日本は、どこへ向かおうとしているのか：それは、自民党安倍内閣の悲願ともいわれる「憲法」改正の自民党改めにはつきりと現れているのである。しかし、そうはいつても残念ながら関心が極めて低いのが現状である。そういう意味で、以前は麻生副総理が『ナチスの手口をみならえ』といつて物議をかもしたが、麻生副総理のいいたいのは、憲法改正の話は正面切った国民的議論ではなく「気がついたら変わっていた」という方法で憲法を変えようという話で、その「画策」「陰謀」が功を奏しているといえる。

その原因は、国民的な議論を避けるという安倍政権の手法もあるが、一方では「自分の生活とあんまり関係ない」という国民の側の意識が問題なのだと思う。

私たちも、自由に発言し行動する。それぞれのライフスタイルや信条をもつて行動する。若者にしてもスマートフォンやパソコンに興じ、なかにはAKB48らアイドルの追っかけをする人もいる。恋愛もそうである。それら、あたり前と思つてゐる私たちの日常のなにげない生活は、実は「憲法」によつて支えられているのだ。「憲法」が知らない間に変わるることによつて、自由に発言や行動ができるない、ライフスタイルや信条も規制される。スマートフォンやパソコンも検閲さ

自民党・憲法改正案の前文をみると『長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国』と國家観を述べるとともに『國と郷土を誇りと继承する』ことが国民の義務であるとしている。そして、現在の憲法は「歐米に押付けられたもの」としているのである。

つまり、自民党的憲法改正案は、憲法の基本的な精神である「平和主義」「主権在民」「基本的人権」を真っ向から否定する「改悪案」なのである。

しかし「国家」は、あくまで意味において絶対的な権力をもつてゐる。そして、歴史が示しているように、しばしば暴走する可能性をもつてゐるのである。こうしたことから、「憲法」は、国家権力の暴走をくいとめるという役割をもつてねり、これを「立憲主義」といい、国際標準である。

私たち（国民）は、日々の生活のなかで「法」によって国家権力の支配を受けてゐるが、私たち（国民）は「憲法」によつて、その国家権力を縛っているという関係である。そして、その「國家権力」が正当であるのかどうかという「国家の正当性」は、国の最高法規である「憲法」をまもつてゐるというのが、正当性の根拠である。

私たちは、「基本的人権」のもとで日常生活をおくつてゐる。そして、国（行政・議会・裁判所）など、ならゆる機関、法律も「憲法」の範囲内に存在していることはいうまでもないことがある。

簡単にいうと、国の主権者は「国民」であり、その國民の幸福を実現するためには「国家」や「国家機関」が存在するということである。

しかし「自民党改正案では「人権」について考え方」が幸福に生きる権利」を基本とし、「国民の基本的・人権（幸福に生きる権利）」を保障するといふことである。

しかし「自民党改正案では「人権」について考え方」では、「一人ひとりが幸福に生きる権利」を基本としている。「改正案」の短い前文をみると、「国と郷土を誇りと気概を持つて自守り」「国を成長させる」「百姓の義務」とされてゐるのである。つまり、主は「国家を繁栄させること」であり

ということになつてゐる。そして、条文の多くの場所で、文言の表現が、「個人」から「人」に変更している。これは、「個人」という表現は、「人権の普遍性を基礎にさまざまな個性と感性ともつ独立した存在」といふ意味だが、しかし、こうした「個人」よりも、「国家」の繁栄のために存在する「人」ということを強調したものである。

例えば、警察が「〇〇は公秩序に違反する」と判断すると、もう取り締まりの対象になつてしまふのである。これでは、もはや「日本国家」といえない。

昨年夏、ある街で「はだしのゲン」が閲覧禁止になりかけ、文部科学大臣が支持する発言をして問題になつたが、この場合も「はだしのゲン」が「公秩序」上に問題があると判断されると、たちまち見ることできなくなる。また、以前自民党の石破幹事長がテレビの自分のブログに「テロと同じ」と本質的に変わらない」と書き込み問題になつたが、国民の人権である集団小隊への行為が「テロと同じ」と認められれば、これも禁錮となる。当然「『日の丸』君が代」の強制に反対」というのもダメで、憲法違反となってしまう。

さらに、自民党的ホーリーページを見ると「現在の憲法は、占領軍（アメリカ人に押し付けられた）としている。つまり「人権」は西欧のモノで日本には日本の価値観がある」ということで「こうあります」と書かれている。「人権規定も我が国の歴史文化、伝統をふまえたものであることはあらためる必要がある」として「人権の普遍性」を否定しているのである。考えてみると、戦後間もない頃、日本政府と地方政府の代表による憲法草案の議論のなかで「日本の歴史や風土に合わない」と

4. 「国家観」からライフスタイルまで考え方
自民党改正案にみる「國家観」は、「長い歴史と田舎の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国」となり、また「和を尊びと聖德太子が定めたといわれる『十七条の憲法』の文まで登場するのである。一口に言えば、「時代錯誤であり、「古き時代（大日本帝国）へのノスタルジ」であるとか言いようがない。しかし笑い事ではない。自民党のキャッチフレーズ「美しい日本を取り戻そ」と考えているのである。
さて「日本固有の歴史文化、伝統」を強調しているが、歴史や現実を無視した極めて稚拙な主張であるといえる。例えば、日本の衣・食も原型は古代に渡来した人がもち込んだもので、伝統文化のルーツの多くもその類である。さらに、江戸時代も朝鮮通使から朝鮮工芸の文化の影響を受けてきた。しかし、明治に入るし脱亜入欧政策によつて、それまでの日本文化を捨てて西欧文明に飛びついでいるのが歴史の事実である。私たちの国は、それまでの時代に、外国からの文化や科学、知恵を巧みに取り入れ発展させ現代の文化や生活を創り上げてきた。
自民党的歴史認識は、大氣でそう思つてゐる訳ではないと思う。それより「玉皇を戴く国家」を強調するがため、理屈に合わなくても無理に通そうとしているのである。そのためにもう一つの「利益」「秩序」の範囲内に、国民の「基本的人権」をおきたいという人が本音であり、ねらいであります。
さて、その「天皇」についてであるが、自民党案では、第一章第一条の冒頭で「天皇は日本国の元首であり」と新たに書き入れられて

自民党案がとおると「「皇は畏れ多い存在（神）」と「國はお上（おかみ）」そして、「私たち」「お上」に従順な下々（しもじも）」となる。う國家をつくることが憲法改正の目的である。「公益」「公の秩序」とは「いのちの意向」ということで、上に「日の丸」（日章旗）が代」も国旗、国家と定めている。

次に「改憲案」の特徴は、「モラル」や「常識」の領域まで具体的に規定している点にある。例えば「改憲案」には現行憲法にない「家族」の規定がある。「家族は社会の自然かつ基礎的なな位置として尊重される。家庭は、お互いに助け合わなくてはならない」。子が親を大切にすることや家族が助け合うことは当然のことである。しかし、これはモニアル（道徳や倫理）の問題であり、憲法で規定する必要はない。また、さまざまある「家族のカタチ」があるわけで、大事なことは、そうしたことを互いに理解尊重しあうことだ。憲法はや國家が介入するコトではない。

とくに、自民党の改正案では「家制度」に貫かれており、そうした立場からと最近の裁判の判例で、婚姻によらない子どもの相続権の問題や性同一性障害の夫婦の子どもの法的認知の問題で、子どもの人権を守る判決（子どもの最善の利益）が出されている。さきに「夫婦別姓」や国際漸進になつてきている性的マイノリティの婚姻（パートナードなど、すべてが「ダメ」ということになつてしまふ。

いかななければならぬ。彼らの狙いは「天皇」を頂点とする国家をつくることであり、経済的にも軍事的にも強い日本をめざしており、明治初期の国策であつた「富國強兵」の再現である。そして「強い日本こそが国民にとって幸福である」といいたいのだ。しかし、戦前の「女工哀史」や若者が徴兵で戦場に送られた事実や日清・日露の背景に疲弊した市民の暮らしなど、「そして、戦争で日本が焦土と化したこと」を考えれば、幸福であったわけではない。

「国の利益・秩序のため国民の人権を制限する」が「改正案」の基本的な性格である。そして「改憲」論者たちは『たつた一度、アメリカに負けただけだ。次こそは!』と公言しているのである。

動物園の動物たちは、健康管理され、食糧も寝床も完備されている。動きまわることも自由である。しかし、オリのなかだが……私たちも「國益」「公秩序」というオリのなかだけの自由が保障された「動物」によって、うごくなつてしまふ。それが、自民党の「憲法改正」の真の姿なのだ。

しかし、国民を画一的な価値観で国民を縛ることによつて、そこに「排除」と「隸属」しか生み出さない私は以前、国家によつて結婚や妊娠・出産まで管理されるSF映画を観たことがあるが、恐怖を感じた。

「強制」される「日本」ではなく、人権が保障されさまざまな価値観やライフスタイルが尊重される「なやかな日本」を創造することが、そのため多くの人がびとや国が努力を絶やさぬことがある。そして、「そこも強制される」「愛国心」ではなく、「他の者を尊重する心」が牛真の「國や家族を愛する心」を尊重する。それがあれ育つと思う。(終)

「癡法」を
つかつねに

いかなければならぬ。彼らの狙いは「天皇」を頂点とする国家をつくることであり、経済的にも軍事的にも強い日本をめざしており、明治初期の国策であつた「富國強兵」の再現である。そして「強い日本こそが国民にとって幸福である」といいたいのだ。しかし、戦前の「女工哀史」や若者が徴兵で戦場に送られた事実や日清・日露の背景に疲弊した市民の暮らしなど、「そして、戦争で日本が焦土と化したこと」を考えれば、幸福であったわけではない。

「国の利益・秩序のため国民の人権を制限する」が「改正案」の基本的な性格である。そして「改憲」論者たちは『たつた一度、アメリカに負けただけだ。次こそは!』と公言しているのである。

動物園の動物たちは、健康管理され、食糧も寝床も完備されている。動きまわることも自由である。しかし、オリのなかだが……私たちも「國益」「公秩序」というオリのなかだけの自由が保障された「動物」によって、うごくなつてしまふ。それが、自民党の「憲法改正」の真の姿なのだ。

しかし、国民を画一的な価値観で国民を縛ることによつて、そこに「排除」と「隸属」しか生み出さない私は以前、国家によつて結婚や妊娠・出産まで管理されるSF映画を觀たことがあるが、恐怖を感じた。

「強制」される「日本」ではなく、人権が保障されさまざまな価値観やライフスタイルが尊重される「みなやかな日本」を創造することが、そのため多くの人がびとや国が努力を絶やさぬことがある。そして、そこにも重要なことがあります。「愛国心」ではなくく眞の「國や家族を愛する心」が牛「他者を尊重する心」が牛まれ育つと思う。(終)